

岩手県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和7年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称		所在地	担当する医療の内容	担当する自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	変更後				
医療法人社団こうぶん会 後藤泌尿器科皮膚科医院	医療法人社団こうぶん会 みやこ後藤医院	宮古市大通一丁目3番24号	腎臓に関する医療	育成医療及び更生医療	令和7年4月1日